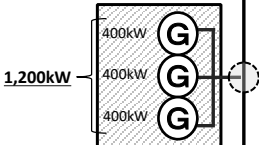
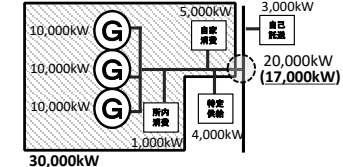
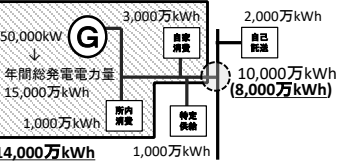
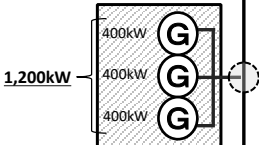
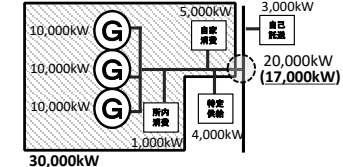
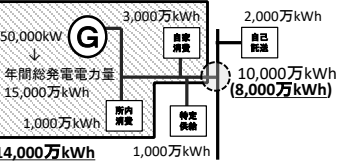
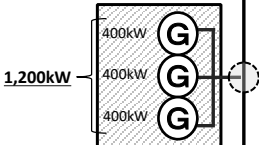
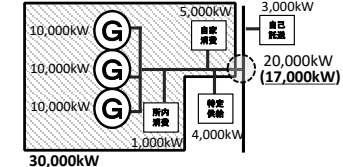
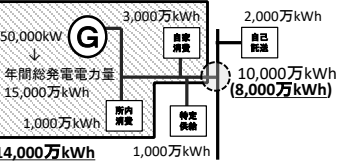


# 発電事業届出書等の記載要領

平成 2 8 年 3 月  
令和 3 年 5 月 最終改訂  
資源エネルギー庁電力・ガス事業部  
電力基盤整備課電力供給室

項 目	内 容								
<p>1. 発電事業届出書</p> <p>(1) 基本事項</p> <p>(2) 「発電事業」の定義</p>	<p>○発電事業を営もうとする者は、発電事業届出書を提出すること。</p> <p>○特定自家用電気工作物設置者が発電事業者になる場合、特定自家用電気工作物設置者に係る届出（「特定自家用電気工作物の要件に該当しなくなった場合の届出書」の届出）を行うことを要しない。</p> <p>○発電事業届出書は、事業者がその設置する全ての発電用の電気工作物について1部提出すること（発電用の電気工作物又は特定発電用電気工作物ごとに管理者（発電所長等）が提出するものではない）。</p> <p>○「発電事業」とは、次の①～③の要件を満たす発電用の電気工作物（「特定発電用電気工作物」）における小売電気事業、一般送配電事業又は特定送配電事業（以下、「小売電気事業等」という。）の用に供するための接続最大電力（以下、「小売電気事業用等接続最大電力」という。）の合計が1万キロワットを超えるものという。</p> <table border="1" data-bbox="491 1144 1426 1800"> <thead> <tr> <th data-bbox="491 1144 1034 1196">要件</th> <th data-bbox="1034 1144 1426 1196">例（イメージ図）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 1196 1034 1368">①出力が1,000kW以上であること</td> <td data-bbox="1034 1196 1426 1368">  </td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1368 1034 1576">②出力の値（kW）に占める、小売電気事業用等接続最大電力の値の割合が50%を超えること（出力が10万kWを超える場合は10%を超えること）</td> <td data-bbox="1034 1368 1426 1576">  </td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1576 1034 1800">③1年間の発電電力量（kWh）に占める、小売電気事業等の用に供する電力量が50%を超えると見込まれること（出力が10万kWを超える場合は10%を超えること）</td> <td data-bbox="1034 1576 1426 1800">  </td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;凡例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ⓐ：発電用の電気工作物</li> <li>▨：発電所の構内</li> <li>—：自己が維持又は運用する電線路</li> <li>—：一般送配電事業者、特定送配電事業者及び送電事業者が維持又は運用する電線路</li> <li>○：接続地点</li> </ul>	要件	例（イメージ図）	①出力が1,000kW以上であること		②出力の値（kW）に占める、小売電気事業用等接続最大電力の値の割合が50%を超えること（出力が10万kWを超える場合は10%を超えること）		③1年間の発電電力量（kWh）に占める、小売電気事業等の用に供する電力量が50%を超えると見込まれること（出力が10万kWを超える場合は10%を超えること）	
要件	例（イメージ図）								
①出力が1,000kW以上であること									
②出力の値（kW）に占める、小売電気事業用等接続最大電力の値の割合が50%を超えること（出力が10万kWを超える場合は10%を超えること）									
③1年間の発電電力量（kWh）に占める、小売電気事業等の用に供する電力量が50%を超えると見込まれること（出力が10万kWを超える場合は10%を超えること）									

注1：要件の判断に係る算定に当たっては、複数の発電用の電気工作物が同一の接続地点に接続している場合は、一つの発電用の電気工作物とみなす。

注2：特定発電用電気工作物に該当しない電気工作物は、発電事業の要件（小売電気事業用等接続最大電力の合計が1万kW又は10万kWを超えるもの）の判断に係る算定に含めない。

注3：「出力」は、原則として、認可出力とする。工事計画認可の前は、最大出力とする。休止している発電用の電気工作物も含まれる。

注4：一般送配電事業者が維持し、及び運営する電線路や特定送配電事業者が維持し、及び運営する電線路（一般送配電事業者が維持し、及び運営する電線路と接続している場合に限る）と特定発電用電気工作物が直接に電氣的に接続する地点（以下、「接続地点」という。）における最大電力及び同地点における電力量には、所内消費（所内率）、自家消費、特定供給及び自己託送に係る電気供給は含まれない。

注5：「小売電気事業用等接続最大電力」は、発電量調整供給兼基本契約申込書の様式の同時最大受電電力に記載される数値から、自己託送に係る電力を除いたものをいう。一般送配電事業者と契約を締結していない場合は、自家消費等の負荷設備（計画を含む）から推計し、説明可能な数値を記載すること。

注6：「1年間の発電電力量」は、年間発電電力量所内消費（所内率）を除いたものをいう。

注7：発電電力量の算定期間の「1年間」は、原則として、届出を行う日が属する年度の前年度の1年度（4/1～3/31）を目安とする。ただし、現に発電事業を行っておらず今後発電事業を営もうとしている者が届出を行う場合は、発電事業を開始する日から1年間の電力量の見込みを目安とする。

(3) 記載事項

- 以下の項目を記載すること。
  - ・名称及び代表者の氏名
  - ・住所
  - ・主たる営業所及びその他の営業所の名称及び所在地
  - ・発電事業の用に供する発電用の電気工作物に係る設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力
  - ・特定発電用電気工作物に該当する場合にあっては、その出力及び接続最大電力
  - ・一般送配電事業者との間で、一般送配電事業用の電気供給（調整用電源等としての電気供給）を行うことを約している場合にあっては、その供給の相手先及びその内容
  - ・専ら自己の消費の用に供する発電用の電気工作物に係る設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力
  - ・事業開始年月日
  - ・電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先
- 代表者の代理人による提出の場合、委任状（様式不問）又は委任状に準ずる書類（様式不問）を添付すること。
- 「発電事業の用に供する発電用の電気工作物」には、原則として、特定発電用電気工作物に該当しない場合も含め、発電事業の用に供する発電用の電気工作物を全て記載すること。ただし、同一の接続地点に接続している一又は二以上の発電用の電気工作物の出力の合計が1,000kW未満の発電用の電気工作物は記載を要しない。
- 「専ら自己の消費の用に供する発電用の電気工作物」は、特定自家用電気工作物に該当する発電用の電気工作物を記載すること。したがって、出力が1,000kW未満の発電用電気工作物や太陽電池発電及び風力発電による発電用電気工作物は記載を要しない。
- 「専ら自己の消費の用に供する」とは、発電した電気の全てを自家消費又は特定供給の用に供することをいう。

- 非常用電源（インターロックが設置されていないものも含む）は、記載を要しない。
  - 「原動力の種類」は、火力、水力、地熱、太陽光、風力、バイオマス（専焼の場合に限る。）、内燃力等の別を記載すること。
    - <「原動力の種類」が火力、内燃力など燃料を使用する場合>
      - ・火力などの原動力の種類の上に括弧書きで具体的な燃料を記載すること。  
(燃料例：石炭、石油、LNG、LPG、バイオマス、水素)
      - ※ 具体的な記載は下記例を参照のこと
      - 例：火力（石炭）、火力（石油、バイオマス）、内燃力（A重油）、水力（一般）
    - ・燃料については、主燃料を最初に記載し、その他混焼燃料は主燃料に続いて記載すること。
    - ・バイオマス（混焼）の場合については、併せて使用する他燃料を必ず記載すること。
  - <「原動力の種類」が水力の場合>
    - ・原動力の種類の上に括弧書きで一般又は揚水のいずれかの方式を記載すること。（具体例は上記参照）。
- 「周波数」は、50Hz, 60Hz いずれかを記載すること。
- 「出力」、「特定発電用電気工作物の出力」、「特定発電用電気工作物の接続最大電力」は、いずれも kW ベースで数値を記載すること。  
(例) 1 MW の特定発電用電気工作物の出力を記載する場合  
1000kW と記載。
- 「出力」等は、記載欄の形式のとおり、発電用の電気工作物ごとに記載すること。また、発電機に号機等名称がある場合は、出力の数値の上に括弧書きで記載することが望ましい。  
(例) 1700kW(1号機)
- 「出力」は、原則として、認可出力とする。工事計画認可の前は、最大出力とする。また、休止している発電用の電気工作物も記載し、休止している旨を備考欄に付記すること。
- 特定発電用電気工作物に該当しない発電事業の用に供する発電用の電気工作物における「特定発電用電気工作物の出力」及び「特定発電用電気工作物の接続最大電力」の欄の記載については、次のとおりとすること。
  - <要件②に該当しない場合>
    - 数値を括弧書きするとともに、括弧の前に－を入れること。
  - (例) 出力及び特定発電用電気工作物としての出力 10000kW、特定発電用電気工作物としての最大接続電力が 4000kW の場合の記載  
出力 10000kW、特定発電用電気工作物の出力 -(10000)kW、特定発電用電気工作物の最大接続電力 -(4000)kW

(4) 様式等	<p>&lt;要件③に該当しない場合&gt;  数値を括弧書きするとともに、括弧の前に－を入れること。  また、備考欄に「電気事業法施行規則第3条の4第1項第3号の要件に該当しない」と記載すること。</p> <p>(例) 出力及び特定発電用電気工作物としての出力 5000kW、特定発電用電気工作物としての最大接続電力が 3000kW の場合の記載  出力 5000kW、特定発電用電気工作物の出力 -(5000)kW、特定発電用電気工作物の最大接続電力 -(3000)kW  備考：電気事業法施行規則第3条の4第1項第3号の要件に該当しない</p> <p>○「特定発電用電気工作物の出力」、「特定発電用電気工作物の接続最大電力」は、2以上の発電用の電気工作物が同一の接続地点に接続している場合、その接続地点における合計値を記載すること。</p> <p>○「特定発電用電気工作物の接続最大電力」は、自己託送を行っている場合にあっては、自己託送に係る電力を備考欄に付記すること。</p> <p>○「供給の相手方」及び「供給の内容」は、届出をしようとする者が一般送配電事業者との間で一般送配電事業の用に供する電気の供給（調整用電源、離島供給、最終供給としての電気供給）を行う旨の契約を締結している場合に限る。</p> <p>○届出時点で、建設中、建設準備中などにより、運転を開始していない発電用の電気工作物については、備考欄に「工事中」又は「着工準備中」の記載及び運転開始予定時期を付記すること。  例：工事中（○年○月運転開始予定）、着工準備中（○年○月運転開始予定）</p> <p>○「常時出力」及び「常時せん頭出力」は、設定されていない場合、－を記載すること。また、0と設定されている場合は0と記載すること。</p> <p>○「専ら自己の消費の用に供する発電用の電気工作物」について、逆潮流防止設備（逆電力リレー（逆電力継電器、RPR（Reverse Power Relay））を含む保護リレーを設置している場合は、その旨を備考欄に記載すること。</p> <p>○事業開始年月日については、発電事業の要件を満たす年月日を記載すること。</p> <p>○届出書は、電気事業法施行規則に規定された所定の様式を用いること。</p> <p>○各発電所について、発電所の概要がわかる書類を添付すること。  様式は任意とするが、発電所の位置を特定するため、発電所の住所、及び所在のわかる地図（1万～2万分の1程度）を含むこと。</p> <p>○電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」という。）への加入に関する書類を添付すること。詳細は下記「（7）関連手続き」を参照。</p>
---------	--

<p>(5) 提出先</p> <p>(6) 提出期限</p> <p>(7) 関連手続</p>	<p>○郵送又は持参により提出すること。（電子媒体での提出は不可）。</p> <p>○発電事業の用に供する電気工作物が設置された場所を管轄区域とする経済産業局に提出すること。ただし、当該電気工作物を複数設置している事業者であって、これらのうち一又は複数を他の経済産業局の管轄区域内に設置している者は、資源エネルギー庁（電力基盤整備課電力供給室）に提出すること。届出書の宛名は、前者については当該経済産業局長名（沖縄管内については、内閣府沖縄総合事務局長名）、後者については経済産業大臣名とすること。</p> <p>○発電事業を営もうとする者は、実際に発電事業を営むまでに提出すること。なお、事業を営もうとする者は、立地可能性調査を終えて、発電事業のための用地取得の開始する場合等にあつては届出を行うことが望ましい。なお、届出を行わずに発電事業を営んだ場合、電気事業法違反となる。</p> <p>○広域機関の会員でない者は、以下の手順に従い手続きを進めること。</p> <p>①発電事業届出書の提出に先立って、広域機関へ加入仮申請の手続を行う。</p> <p>②「加入仮申請受付表示」を添えて、経済産業大臣に発電事業届出書を提出。</p> <p>③広域機関から加入・会費請求等の連絡があつた後、広域機関加入届書を資源エネルギー庁に提出（届出書の宛名は経済産業大臣名、加入年月日は発電事業届出書が受領された日）。</p> <p>○既に広域機関の会員である者は、発電事業届出書の提出に当たって、広域機関加入通知書の写しを併せて添付すること。</p>
<p>2. 変更届出書</p>	<p>○発電事業変更届出書は、届出事項に変更が生じた後、遅滞なく提出すること。</p> <p>○届出書は、電気事業法施行規則に規定された所定の様式を用いること。</p> <p>○届出書提出の際には、変更を必要とする理由及び変更日を記載した書面を添付すること（様式は任意。）</p> <p>なお、出力変更の場合で、届出書備考欄に変更日が記載されている場合については、添付書面に変更日を記載しないことができる。</p> <p>○調整力公募等に伴い、一般送配電事業の用に供する電気の供給（調整用電源、離島供給、最終供給としての電気供給）を行う旨の契約を新たに締結、解除した場合は、変更届出を行うこと。</p> <p>○変更箇所のみ記載し、その他の記載欄は空欄とすること。</p> <p>○代表者の変更についても、届出を行うこと。</p> <p>○届出内容が発電所の新設、他事業者からの取得等による発電所の追加の場合は、発電所の概要がわかる書類、他事業者から取得したことがわかる書類を届出時に併せて提出すること。また、他事業者へ発電所を譲渡する場合は、変更理由書に譲渡先の事業者名を記載すること。</p> <p>○事業開始予定年月日について、届出時より早期に事業を開始することとなった場合は、その事実が明らかになった日から変更後の事業開始予定年月日までの間に届出を行うこと。また、その場合の変更日はその事実が明らかになった日</p>

とすること。

○「原動力の種類」、「特定発電用電気工作物の接続出力」、「特定発電用電気工作物の接続最大電力」等の変更がある場合は、1. 発電事業届出(3)記載事項を参照のこと。

○電気関係報告規則第4条の表第16号又は原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第18号の氏名、名称、住所、法人代表者の氏名を変更する場合は、届出記載の発電所について、事前に別表1記載の対象施設等に該当しないか確認するとともに該当する施設等がある場合は、同表記載の必要な事項を変更理由書に記載すること。（該当がない場合も該当がない旨、変更理由書に記載することが望ましい。）

○電気関係報告規則第4条の表第17号、第17号の2又は第17号の2の2若しくは原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第19号、第20号又は第21号の届出対象外となる廃止、運転号機への活用又は自家用電気工作物としての活用を行う場合は、届出対象の発電所、電気工作物が別表2、3記載の対象施設等に該当しないか確認するとともに該当する施設等がある場合は、同表記載の必要な事項を変更理由書に記載すること。（該当がない場合も該当がない旨、変更理由書に記載することが望ましい。）

○提出先及び提出部数については、上記1.と同様とする。

なお、経済産業局に発電事業届出を行っている事業者が、新たに別の経済産業局の管轄区域内に発電事業の用に供する電気工作物を設置する場合は、既に届け出た発電事業届出書の写し及び変更を必要とする理由を記載した書面を添えた変更届出書を資源エネルギー庁に提出すること。

また、資源エネルギー庁に発電事業届出を行っている事業者が、発電所を譲渡するなどにより、所有する発電事業の用に供する電気工作物が一つの経済産業局の管轄区域内のみとなった場合には、既に届け出た発電事業届出書の写し及び変更を必要とする理由を記載した書面を添えた変更届出書を当該経済産業局に提出すること。

<p>3. 承継届出書</p>	<p>○承継届出書は、発電事業者の地位を承継した後、遅滞なく提出すること。      なお、発電事業者以外が承継する場合については、経産省の窓口が承継届出書受理した後、広域機関へ通知書を提出すること。      また、本承継により、新たに広域機関の会員となる場合は、広域機関から通知書の写しを受理後、広域機関加入届出書を資源エネルギー庁に提出すること。      （発電事業の用に供する発電用の電気工作物全てを他社に譲渡することにより廃止となる場合は、譲渡を受ける事業者が承継届出書を提出すること。）</p> <p>○届出書は、電気事業法施行規則に規定された所定の様式を用いること。</p> <p>○承継届出書を提出する際は、被承継事業者が保有する発電所について、事前に別表1記載の対象施設等に該当しないか確認するとともに、該当する発電所がある場合は、同表記載の必要な事項を記載した書類を承継届出書に添付すること。（様式は任意。資源エネルギー庁ホームページ掲載の参考様式を参照して作成のこと。該当がない場合も該当がない旨、変更理由書に記載することが望ましい。）</p> <p>○提出先及び提出部数については、上記1.と同様とする。      なお、経済産業局に発電事業届出を行っている事業者が、同一管轄区域以外の発電事業者の地位を承継した場合は、資源エネルギー庁に提出すること。</p>
<p>4. 休止（廃止）届出書</p>	<p>○休止（廃止）届出書は、発電事業の用に供する発電用の電気工作物全てを休止又は廃止する場合は、あらかじめ届け出ること。一部の休止又は廃止については、休止・廃止後に遅滞なく発電事業変更届出書を提出すること。</p> <p>○届出書提出の際には、休止又は廃止を必要とする理由を記載した書類を届出書に添付すること。（様式は任意。）</p> <p>○休止の予定期間は、日付まで記載することが原則であるが、日付の特定が困難である場合はこの限りでない。</p> <p>○解散届出書を提出する場合は、廃止届出書の提出は要しない。</p> <p>○届出書は、電気事業法施行規則に規定された所定の様式を用いること。</p> <p>○提出先及び提出部数については、上記1.と同様とする。</p>
<p>5. 解散届出書</p>	<p>○発電事業者であった法人が解散した後、遅滞なく提出すること。</p> <p>○届出書は、電気事業法施行規則に規定された所定の様式を用いること。</p> <p>○提出先及び提出部数については、上記1.と同様とする。</p>

別表1 氏名、名称、住所、法人代表者の氏名を変更する場合の届出記載発電所で確認する必要がある対象施設、変更理由書記載の必要事項は同表のとおりとする。

確認対象施設	変更理由書記載事項	備考
大気汚染防止法第二条第二項に規定するばい煙発生施設に該当する電気工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当法令条文（大気汚染防止法第二条第二項に定めるばい煙発生施設）</li> <li>・ 発電所名称</li> <li>・ 電気工作物名称</li> <li>・ ばい煙発生施設となる電気工作物所在地（市町村名までを記載）</li> <li>・ ばい煙発生施設番号及び名称</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ばい煙発生施設番号及び名称については、大気汚染防止法施行令別表1の中欄に掲げる号番号及び名称を記載すること。</li> </ul>
大気汚染防止法第二条第十項に規定する一般粉じん発生施設に該当する電気工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当法令条文（大気汚染防止法第二条第十項に規定する一般粉じん発生施設）</li> <li>・ 発電所名称</li> <li>・ 電気工作物名称</li> <li>・ 一般粉じん発生施設となる電気工作物所在地（市町村名までを記載）</li> <li>・ 一般粉じん発生施設番号及び名称</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般粉じん発生施設番号及び名称については、大気汚染防止法施行令別表2の中欄に掲げる号番号及び名称を記載すること。</li> </ul>
大気汚染防止法第二条第十三項に規定する水銀排出施設に該当する電気工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当法令条文（大気汚染防止法第二条第十三項に規定する水銀排出施設）</li> <li>・ 発電所名称</li> <li>・ 電気工作物名称</li> <li>・ 水銀排出施設となる電気工作物所在地（市町村名までを記載）</li> <li>・ 水銀排出施設番号及び名称</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水銀排出施設の種類については、大気汚染防止法施行規則別表3の3に掲げる項番号及び名称を記載すること。</li> </ul>
ダイオキシン類対策特別措置法第二条第二項に規定する特定施設に該当する電気工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当法令条文（ダイオキシン類対策特別措置法第二条第二項に規定する特定施設）</li> <li>・ 発電所名称</li> <li>・ 電気工作物名称</li> <li>・ 特定施設となる電気工作物所在地（市町村名までを記載）</li> <li>・ 特定施設番号及び名称</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定施設番号及び名称については、ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1に掲げる号番号及び名称を記載すること。</li> </ul>
水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設に該当する電	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当法令条文（水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定施設番号及び名称については、水質汚濁防止法施行令別表</li> </ul>



<p>気工作物</p>	<p>設)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発電所名称</li> <li>・ 電気工作物名称</li> <li>・ 特定施設となる電気工作物所在地（市町村名までを記載）</li> <li>・ 特定施設番号及び名称</li> </ul>	<p>第 1 に掲げる号番号及び名称を記載すること。</p>
<p>水質汚濁防止法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設に該当する電気工作物</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当法令条文（水質汚濁防止法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設）</li> <li>・ 発電所名称</li> <li>・ 電気工作物名称</li> <li>・ 有害物質貯蔵指定施設となる電気工作物所在地（市町村名までを記載）</li> <li>・ 有害物質貯蔵指定施設番号及び名称</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有害物質貯蔵指定施設及び名称については、水質汚濁防止法施行令第二条に掲げる号番号及び物質を記載すること。</li> </ul>
<p>騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される発電所、変電所、開閉所又はこれらに準ずる場所の同法第二条第一項の特定施設に該当する電気工作物</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当法令条文（騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される発電所、変電所、開閉所又はこれらに準ずる場所の同法第二条第一項の特定施設）</li> <li>・ 発電所名称</li> <li>・ 電気工作物名称</li> <li>・ 特定施設となる電気工作物所在地（市町村名までを記載）</li> <li>・ 特定施設番号及び名称</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定施設番号及び名称については、騒音規制法施行令別表第 1 に掲げる号番号及び名称を記載すること。</li> </ul>
<p>振動規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される発電所、変電所、開閉所又はこれらに準ずる場所の同法第二条第一項の特定施設に該当する電気工作物</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当法令条文（振動規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される発電所、変電所、開閉所又はこれらに準ずる場所の同法第二条第一項の特定施設）</li> <li>・ 発電所名称</li> <li>・ 電気工作物名称</li> <li>・ 対象となる電気工作物所在地（市町村名までを記載）</li> <li>・ 発電設備等の設備番号及び名称</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定施設番号及び名称については、振動規制法施行令別表第 1 に掲げる号番号及び名称を記載すること。</li> </ul>

別表2 電気関係報告規則第4条の表第17号又は原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第19号の届出から除かれる当該施設の属する発電所の廃止又は出力の変更に伴い廃止する場合や、運転号機への活用又は自家用電気工作物として活用する場合の届出記載発電所で確認する必要がある対象施設、変更理由書記載の必要事項は同表のとおりとする。

確認対象施設	変更理由書記載事項	備考
大気汚染防止法第二条第二項に規定するばい煙発生施設に該当する電気工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当法令条文（大気汚染防止法第二条第二項に定めるばい煙発生施設）</li> <li>・ 発電所名称</li> <li>・ 電気工作物名称</li> <li>・ ばい煙発生施設となる電気工作物所在地（市町村名までを記載）</li> <li>・ ばい煙発生施設番号及び名称</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ばい煙発生施設番号及び名称については、大気汚染防止法施行令別表1の中欄に掲げる号番号及び名称を記載すること。</li> </ul>
大気汚染防止法第二条第十項に規定する一般粉じん発生施設に該当する電気工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当法令条文（大気汚染防止法第二条第十項に規定する一般粉じん発生施設）</li> <li>・ 発電所名称</li> <li>・ 電気工作物名称</li> <li>・ 一般粉じん発生施設となる電気工作物所在地（市町村名までを記載）</li> <li>・ 一般粉じん発生施設番号及び名称</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般粉じん発生施設番号及び名称については、大気汚染防止法施行令別表2の中欄に掲げる号番号及び名称を記載すること。</li> </ul>
大気汚染防止法第二条第十三項に規定する水銀排出施設に該当する電気工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当法令条文（大気汚染防止法第二条第十三項に規定する水銀排出施設）</li> <li>・ 発電所名称</li> <li>・ 電気工作物名称</li> <li>・ 水銀排出施設となる電気工作物所在地（市町村名までを記載）</li> <li>・ 水銀排出施設番号及び名称</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水銀排出施設の種類については、大気汚染防止法施行規則別表3の3に掲げる項番号及び名称を記載すること。</li> </ul>
ダイオキシシン類対策特別措置法第二条第二項に規定する特定施設に該当する電気工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当法令条文（ダイオキシシン類対策特別措置法第二条第二項に規定する特定施設）</li> <li>・ 発電所名称</li> <li>・ 電気工作物名称</li> <li>・ 特定施設となる電気工作物所在地（市町村名までを記載）</li> <li>・ 特定施設番号及び名称</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定施設番号及び名称については、ダイオキシシン類対策特別措置法施行令別表第1に掲げる号番号及び名称を記載すること。</li> </ul>

<p>水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設に該当する電気工作物</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当法令条文（水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設）</li> <li>・ 発電所名称</li> <li>・ 電気工作物名称</li> <li>・ 特定施設となる電気工作物所在地（市町村名までを記載）</li> <li>・ 特定施設番号及び名称</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定施設番号及び名称については、水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる号番号及び名称を記載すること。</li> </ul>
<p>水質汚濁防止法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設に該当する電気工作物</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当法令条文（水質汚濁防止法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設）</li> <li>・ 発電所名称</li> <li>・ 電気工作物名称</li> <li>・ 有害物質貯蔵指定施設となる電気工作物所在地（市町村名までを記載）</li> <li>・ 有害物質貯蔵指定施設番号及び名称</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有害物質貯蔵指定施設番号及び名称については、水質汚濁防止法施行令第二条に掲げる号番号及び物質を記載すること。</li> </ul>
<p>騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される発電所、変電所、開閉所又はこれらに準ずる場所の同法第二条第一項の特定施設に該当する電気工作物</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当法令条文（騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される発電所、変電所、開閉所又はこれらに準ずる場所の同法第二条第一項の特定施設）</li> <li>・ 発電所名称</li> <li>・ 電気工作物名称</li> <li>・ 特定施設となる電気工作物所在地（市町村名までを記載）</li> <li>・ 特定施設番号及び名称</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定施設番号及び名称については、騒音規制法施行令別表第1に掲げる号番号及び名称を記載すること。</li> </ul>
<p>振動規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される発電所、変電所、開閉所又はこれらに準ずる場所の同法第二条第一項の特定施設に該当する電気工作物</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当法令条文（振動規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される発電所、変電所、開閉所又はこれらに準ずる場所の同法第二条第一項の特定施設）</li> <li>・ 発電所名称</li> <li>・ 電気工作物名称</li> <li>・ 対象となる電気工作物所在地（市町村名までを記載）</li> <li>・ 発電設備等の設備番号及び名称</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定施設番号及び名称については、振動規制法施行令別表第1に掲げる号番号及び名称を記載すること。</li> </ul>

別表3 電気関係報告規則第4条の表第17号の2又は表第17号の2の2若しくは原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第20号又は第21号の届出から除かれる特定施設に該当する電気工作物の一部を廃止する場合や、運転号機への活用又は自家用電気工作物として活用する場合の届出記載発電所で確認する必要がある対象施設、変更理由書記載の必要事項は同表のとおりとする。

<p>騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される発電所、変電所、開閉所又はこれらに準ずる場所の同法第二条第一項の特定施設に該当する電気工作物</p>	<p>・該当法令条文（騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される発電所、変電所、開閉所又はこれらに準ずる場所の同法第二条第一項の特定施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電所名称</li> <li>・電気工作物名称</li> <li>・特定施設となる電気工作物所在地（市町村名までを記載）</li> <li>・特定施設番号及び名称</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定施設番号及び名称については、騒音規制法施行令別表第1に掲げる号番号及び名称を記載すること。</li> </ul>
<p>振動規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される発電所、変電所、開閉所又はこれらに準ずる場所の同法第二条第一項の特定施設に該当する電気工作物</p>	<p>・該当法令条文（振動規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される発電所、変電所、開閉所又はこれらに準ずる場所の同法第二条第一項の特定施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電所名称</li> <li>・電気工作物名称</li> <li>・対象となる電気工作物所在地（市町村名までを記載）</li> <li>・発電設備等の設備番号及び名称</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定施設番号及び名称については、振動規制法施行令別表第1に掲げる号番号及び名称を記載すること。</li> </ul>